

「企業間取引」における 紛争予防・解決への方向性を示唆する一冊！

判例法理から読み解く

企業間取引訴訟

判例法理から
読み解く

企業間取引 訴訟

【編集代表】
加藤新太郎
【編集】
金丸和弘
清水建成
奈良輝久
日下部真治

第一線で活躍するビジネスロイヤーが
企業間取引における
「契約締結時の法的リスク最小化」と
あるべき「訴訟戦略の樹立と訴訟進行」を
判例法理から徹底説明！

【編集代表】 加藤新太郎

【編集】 金丸和弘 清水建成 奈良輝久 日下部真治

A5判／660頁 定価：本体5,800円＋税

【本書の特色】

- ◆企業間取引における「契約締結時の法的リスク最小化」と、あるべき「訴訟戦略の樹立と訴訟進行」を判例法理から徹底説明！
- ◆第一線で活躍するビジネスロイヤーの実務経験と研究成果に基づき、多角的な視点から法的問題を深く分析・検討
- ◆「企業間取引」における民法改正の影響を、中間試案、要綱案決定までの審議内容及びその結果を踏まえ解説

討論

企業間取引の実情と紛争の発生・解決

加藤新太郎、金丸和弘、清水建成、奈良輝久、日下部真治

【目次】

- 第1 はじめに
- 第2 企業間取引の実情
- 第3 企業間取引が紛争となる要因
- 第4 紛争解決としての訴訟の選択
- 第5 企業間取引訴訟の特色
- 第6 結び

第1 はじめに

加藤 まずは、「企業間取引の実情と紛争の発生・解決」をテーマとして議論を闘わさせていただきます。

■ 討論の目的

私どもは、協働して、新しい現代型の契約類型、あるいは新しい契約紛争類型に着目して、企業間訴訟の諸相を研究しています。本書に搭載された論考の対象とする企業間取引あるいは企業間取引が紛争になり、それが訴訟になるという基礎のところはどんな実情なのかについて認識を共有しておきたい。それが、この討論の目的です。

現代における企業の役割あるいは企業間取引の役割は大きく、したがってそれらにまつ紛争も多くなっています。司法研修所でも司法研究報告として、鹿子本康判事と西村英樹判事による「現代民事紛争に関する実証的研究—現代型契約紛争②企業間紛争」司法研究報告63輯2号（2010年）や、高山稔、谷有恒、遠藤東路、藤澤裕判事による「民事訴訟における事実認定—契約分野別研究（製作及び開発に関する研究—）」司法研究報告65輯1号（2014年）などを公表しています。そうした意味では、現代の企業間の紛争、

3

③ M&A取引

第5 表明保証に関する契約条項例

1 概括的な表明保証条項

（規定例①）
売主は、買主に対し、本件株式譲渡契約締結日及びクロージング日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

M&A契約においては、通常、規定例①のような内容の包括条項を設けたうえで、個別具体的な事実関係について、まとめて表明し保証する構成をとることが多い。そして、当該条項において、個別の事実関係について表明し保証する時点を設定することとなる。

概括的な表明保証条項では、規定例①のように、「本件株式譲渡契約締結日」及び「クロージング日」（筆者注：通常は別途の規定において定義されることが多く、規定例①においては株式譲渡の実行日を想定している。）の2つの時点において、個別の事実関係について表明し保証することが多い。第3において述べたとおり、表明保証とは、契約の一方当事者が他方当事者に対して、当該契約の目的等に関する所定の事実が、所定の時点で真実かつ正確である旨を表明し、保証するものであるから、規定例①では、上記2つの時点において、表明保証の対象となった事実関係が、真実であるか否か、又は正確であるか否か、が問題になる。逆にいえば、「本件株式譲渡契約締結日」から「クロージング日」までの期間において、表明保証の対象となった事実関係と異なる状態が生じたとしても、直ちに表明保証違反とはならない。

もっとも、特に買主としては、「本件株式譲渡契約締結日」から「クロージング日」までの期間であったとしても、表明保証の対象となった事実関係が維持されることを欲することも考えられる。そこで、実務においては、かかる買主の意向を踏まえて、以下のような規定を設ける例もまれに見受けられる。

（規定例②）
売主は、買主に対し、本件株式譲渡契約締結日からクロージング日までの

175

④ 免責条項・責任制限条項の解釈

第3 裁判例の分析

1 主観的要件による限定をした免責条項についての裁判例

(1) 故意による責任の免除を無効とした事例

故意に関する免責については、早くから裁判例において無効とされている。大判明治45年3月23日民録18輯284頁（裁判例①）〔27521576〕は、貸借人が失火により他人の家屋を滅失させた場合、明治32年法律第40号（現：失火責任法）により貸借人は故意又は重過失があるのなければ不法行為に基づく損害賠償責任を負わないけれども、失火により貸借人返還義務の履行が不能となった場合には、契約違反に基づく民法415条の賠償責任については、明治32年法律第40号の規定を援用してこれを免れることができない旨判示した判例である。同判決は、その判示事項において、契約上の義務履行につき特約により責任の程度を軽重することは、故意の責任を負わない旨の特約を除くほかは、公の秩序に違反するものではなく、また、法律の禁止するところでもないから、貸借人が重大な過失が無い場合でも失火の責任を負う旨の特約は有効である、と述べている。この事案は、軽過失の場合でも契約責任を負うという内容の特約の有効性が争われたものであり、直接的には責任限定特約の有効性が争われたものではないが、上記のとおり、その一般論の中で、特約により契約責任の程度を軽重することは公序良俗に反しないと述べる一方、故意免責を認める特約は公序良俗に反するとの見解を明らかにした。もっとも、同判決では、故意免責が公序良俗に反するとする理由については特段触れられていない。

大判大正5年1月29日民録22輯200頁（裁判例②）〔27522116〕は、商人間の酒類卸売買の係において、当事者間に代金の支払期日の遅滞につき利息を支払わない旨の特約があったという事案である。当該裁判例は、金銭債務の履行遅滞の場合に利息の支払を免れる旨の特約をあらかじめしたとしても、その特約が故意による遅滞の責任を免れる趣旨であるとすれば無効となるべきであり、過失による遅滞の責任を免れる趣旨であるとすれば有効であるから、特約の趣旨がいずれにあるかを確定せずに特約を有効と解した原判決を不当であるとして破棄し、差し戻した。同裁判例は、代金の債務者の遅滞による損害賠償責任が過失によって生じた場合については、契約自由の一

415



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第I編 企業間取引訴訟の現在

討論 企業間取引の実情と紛争の発生・解決

第1 はじめに／第2 企業間取引の実情／第3 企業間取引が紛争となる要因／第4 紛争解決としての訴訟の選択／第5 企業間取引訴訟の特色／第6 結び

1 システム開発取引

第1 はじめに／第2 契約の成立時期の判断要素と多段階契約／第3 仕様の変更と追加報酬の支払義務

2 共同研究開発

第1 共同研究開発とは／第2 共同研究開発の対象／第3 共同研究開発と当事者間の拘束（契約）／第4 共同研究開発契約上の研究開発の成否、義務の範囲についての裁判例／第5 共同研究開発の頓挫・中止と責任についての裁判例／第6 共同研究開発と付随義務の違反についての裁判例／第7 共同研究開発と成果物の利用についての裁判例／第8 結び

3 M&A取引

第1 はじめに／第2 M&A取引における説明義務／第3 M&A取引における表明保証責任／第4 小括／第5 表明保証に関する契約条項例／第6 特別補償条項／第7 まとめ

第II編 契約の解釈

討論 企業間取引における契約の解釈

第1 はじめに／第2 継続性の視点／第3 複合性の視点／第4 個別の条項の解釈／第5 企業間取引契約の解釈の特色／第6 結び

1 継続的契約の解消

第1 継続的契約解消の要件としてのやむを得ない事由／第2 本稿で検討対象とする継続的契約／第3 最高裁判決及び決定／第4 下級審裁判例の検討／第5 契約解消の立証構造／第6 考察／第7 実務において留意すべき点／裁判例一覧

2 複合契約の解除—主として当事者間の場合—

第1 本稿の目的／第2 判例（裁判例）及び判例法理／第3 研究／第4 最後に／＜補論＞

3 課税要件と企業間契約の解釈

第1 はじめに／第2 課税要件の解釈／第3 課税要件事実の認定／第4 取引の一体性と課税要件事実の認定／第5 おわりに

4 免責条項・責任制限条項の解釈

第1 はじめに／第2 免責条項・責任制限条項の類型、学説の状況／第3 裁判例の分析／第4 おわりに

5 違約金条項の解釈

第1 本稿の目的／第2 違約金条項の法的意義について／第3 裁判例／第4 裁判例の分析／第5 企業間提携契約における違約金条項の機能・工夫／第6 まとめ／裁判例一覧

第III編 紛争の諸相

1 過失相殺規定

第1 過失相殺制度と企業間の紛争／第2 フランチャイズ訴訟における過失相殺／第3 システム開発契約に関する訴訟における過失相殺／第4 その他の企業間（国や地方自治体等を含む）の訴訟における過失相殺／第5 契約締結に際しての調査義務と表明保証条項の関係

2 不公正な取引方法

第1 本稿の目的（なぜ、独禁法が企業間の取引訴訟で問題となるのか）／第2 独禁法違反が問題となる企業間取引訴訟の分類（本稿が取り上げる類型）／第3 企業間の取引訴訟において問題となる不公正な取引方法と裁判例の概観／第4 独禁法違反が主張される民事訴訟における問題点／第5 裁判例とその分析／第6 独禁法と企業間の取引訴訟／企業間の取引訴訟において独禁法違反が問題となった裁判例

3 秘密情報の保護

第1 はじめに／第2 営業秘密における「秘密管理性」の要件／第3 不競法2条1項7号の「示された」要件

事項索引／判例索引

詳細・お申し込みはコチラ

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規 企業間取引

検索

CLICK!